

被災住宅用地の特例

特例のあらまし

東日本大震災において滅失・損壊した住宅の敷地を震災前と同様に住宅用地とみなして、平成 24 年度分から令和 8 年度分までの固定資産税・都市計画税を軽減します。

滅失・損壊した住宅とは次のとおりです。

滅失住宅…倒壊したり、市役所による家屋調査により半壊以上の判定を受け、その後取り壊した住宅です。

損壊住宅…市役所による家屋調査により半壊以上の判定を受けた住宅です。

対象となる方

- 1) 平成 23 年 1 月 1 日時点で被災住宅用地を所有していた方
- 2) 平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 10 日までに被災住宅用地の全部または一部を取得した方
- 3) 1)、2)の方から平成 23 年 3 月 11 日以降、被災住宅用地の全部または一部を相続した方
- 4) 1)、2)の方から平成 23 年 3 月 11 日以降、被災住宅用地の全部または一部を取得した三親等内の親族
- 5) 1)、2)が法人の場合は、平成 23 年 3 月 11 日以降の合併や分割により、被災住宅用地の全部又は一部を引き継いだ法人

申請に必要なもの

要件	用意するもの
福島市内に住所を有していない方	運転免許証など本人の確認ができるもの
被災した住宅用地を相続した方	戸籍謄本など相続関係がわかるもの
被災した住宅用地を取得した三親等以内の方	戸籍謄本など親族関係がわかるもの、同居予定の申立書
被災した住宅用地を取得した法人	法人の登記事項証明書

